

「東京都子供・子育て支援計画（第 3 期）」策定方針についての意見

「保育所の待機児童の減少等の実態やこども大綱の国の方針を踏まえ、保育サービスにかかる質・量の目標設定を検討」について

○東京都認証保育所制度の維持と存続

多様化する保育ニーズに合わせ「東京から新しい保育に変えて行きます！」との目的のもとに、平成 13 年に東京都が独自の保育施策として施行した「東京都認証保育所」は、現在 413 件（令和 6 年 5 月）の保育所があり、日々、保育が行われています。

都が国に先駆けて作ったこの保育制度は、待機児童の解消に寄与し子どもの育ちを保障し、保護者の不安を和らげただけでなく、様々な社会的な効果ももたらしました。

- ・ベビーホテルから東京都認証保育所への移行による、保育の質の向上。
- ・民間事業者の参入により、事業者は東京都認証保育所の運営する中で、保育の知見や技術、また運営のノウハウを研磨し、その後、全国規模で公設民営、新規認可保育所の増加に寄与する事業者を育てた。
- ・直接契約による契約で、認可保育所よりも早い入所決定と個々の事情に応じた保育の提供。
- ・13 時間以上の長時間保育への対応だけでなく、現在の「多様な他者との関わりの機会の創出」事業に含まれるような、短時間保育の対応。
- ・東京都外の行政による地方単独事業による認可外保育所の先行事例とそのモデル。

以上のような効果が事実として考えられます。

第 3 期計画においても、様々な社会情勢において変化していく保育ニーズに対し、柔軟に対応していくために、都独自の制度として東京都認証保育制度の維持と存続が必要です。

○とうきょうすくわくプログラム推進事業のさらなる質の向上

東京都と Cedep の協定のもと作成された「とうきょうすくわくプログラム」が、より保育・幼児教育の臨床現場で質よく展開されていくことを願っています。

保育所では、保育所保育指針に基づき「生活の場」である保育所にて、0 歳児から就学前児童が多年齢により生活し遊び、意欲、心情、態度のねらいのもとに、「5 領域」による教育が組み立てられています。

この教育内容は、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型教育・保育要領で同一内容とされ、施設種別によって教育内容に差異が生じないようにもなっています。

「とうきょうすくわくプログラム」も、告示である「5 領域」に基づく保育・教育内容を意識することで、実際の保育現場に即した様々な方法において、指針・要領が示すように、主体が環境と関わる中で、「探求」も「非認知スキル」も「認知スキル」も、おのずから育っていくことが望ましいと考えます。

今後、様々な観点からの意見や考えを取り入れ、特に臨床現場の意見や実情を踏まえた形で、「とうきょうすくわくプログラム」が推進されていくよう、意見いたします。